

第5回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和5年11月27日（月）9時～9時34分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳
⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄 ○尾上 進
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

⑧馬見新 貢

5 議事日程

議案第50号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第5条に基づく許可の取消しについて
議案第53号 非農地証明願いについて
議案第54号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人
管理係長 鍋藤 雄太
主査 岩崎 展幸
主査 高口 良輔
主任 川畑 幸博
○農政課 主事 京田 雄哉

議長 (田嶋 輝男)

皆さんおはようございます。ちょうど時間となりましたので始めさせていただきます。只今、事務局より報告がありましたように、現在 10 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

これより第 5 回定例農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名であります。議長において、1 番久保秀幸委員、2 番樫八重玲子委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第 5 回 定例農業委員会総会は、本日 1 日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 3、諸報告であります。私は 11 月 6 日鹿児島市で常設審議委員会、及び女性委員と会長との意見交換会があり、私と樫八重委員が出席いたしております。

また、9 日には志布志市において、県下各市農業委員会連絡協議会があり、私と事務局長が出席いたしました。

また、17 日市役所にて家族経営協定締結式があり、私が出席しております。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 4 議案第 50 号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第 50 号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和 5 年第 11 号について説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (田嶋 輝男)
農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
なしということですが、よろしいですか。

委員 ～はいの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしということですので、お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第5 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)

それでは、議案第51号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が2件、貸借権設定が1件の合計3件です。

整理番号1について、借人は、〇〇 〇〇氏で、貸人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模拡大によるものです。借人は勤務の傍ら土日祝日のみ農業に従事されており、申請地では妻とともにバレイショを耕作される計画であります。また、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。なお、本件は賃貸借による貸借権設定であり、契約期間は5年間です。

整理番号2について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲渡人の農業廃止に伴う農地取得によるものです。譲受人は勤務の傍ら休みの日に農業に従事されており、申請地では父とともに家庭菜園をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号3について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲渡人の経営規模縮小に伴い、譲受人へ農地を移譲するものです。譲受人は勤務の傍ら実家の農業手伝いをされてきましたが、今回の農地取得により、長男とともに露地野菜を耕作される計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

事務局（高口 良輔）

つきましては、各案件ともに農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

9番委員（尻無濱 俊幸）

議案第51号にかかる調査は、11月10日に、10番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。いずれの申請人の農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

なしということですが、よろしいですか。

委員 ～はいの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしということですので、お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第6、議案第52号 農地法第5条に基づく許可の取消しについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

それでは、議案第52号の農地法第5条に基づく許可の取消し案件について御説明いたします。議案書は5ページ、地図は4ページをご覧ください。

事務局（岩崎 展幸）

本件は、令和5年8月25日の第2回総会において審議された一般住宅への転用を目的とした案件の取消しになります。申請地に一般住宅を建築するために申請され、総会において承認されたものでありますが、その後、土地の売買契約が成立しなかったため、申し出により、取り消すものです。申請地については、当初のままで転用行為はされていませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番委員（樫八重 玲子）

取得できなかった理由とは、为什么呢。

事務局（岩崎 展幸）

土地の売買契約が成立しなかった理由については、当初の土地代として提示された価格が高いのではないかと疑義が発生しまして、話し合いを進めてきたところですが、決着がつかず、許可の取消しとして今回申請されたものでございます。

～協議会～

～協議会終了～

議長（田嶋 輝男）

他の方は質疑はよろしいでしょうか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について許可を取り消すことに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

ご異議なしと認めます。よって、本件は取り消すことに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第7、議案第53号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

議長 (田嶋 輝男)

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがいまして、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 54 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 54 号令和 5 年農用地利用集積計画書 第 11 号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は令和 5 年 11 月 30 日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

なしということですが、よろしいですか。

委員 ～はいの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。ないですか。

委員 ~なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 34 分